

第3期三次市障害福祉計画（案）

2012年2月
広島県三次市

【 も く じ 】

第1章	第3期障害福祉計画の策定にあたって	
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の基本理念	3
第3節	計画策定の目的	3
第4節	計画の法的な位置づけ	4
第5節	策定の方法	5
第6節	計画の期間	6
第2章	障害者及び障害福祉サービスの現状	
第1節	三次市の障害者の状況	7
第2節	障害福祉サービス等の状況	9
第3節	障害者医療の状況	19
第4節	こども発達支援センターの利用者の状況	20
第5節	備北障害者福祉圏域における特別支援学校在籍者等の状況	21
第6節	小中学校の状況	22
第7節	障害者就労の状況	23
第3章	三次市の重点施策	
第1節	めざす将来像	25
第2節	施策の基本目標	26
第3節	重点施策の取り組み設定の方法	28
第4節	重点施策と三次市が取り組む4つのプロジェクト	30
第4章	障害者自立支援法によるサービス目標量	
第1節	平成26年度の目標設定	45
第2節	各サービス提供事業者の状況	49
第5章	地域生活支援事業の目標量	
第1節	地域生活支援事業についての基本的な考え方	56
第2節	必須事業の種別と目標量	57
第3節	任意事業の種別と目標量	60
第6章	計画の推進に向けて	
第1節	計画の総合的な推進体制	63
第2節	計画実施状況の検証	63

第1章 第3期障害福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 障害者福祉をめぐる動向

■ 障害者基本法の改正と障害者自立支援法の施行

平成16年6月、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。また、市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定することが義務づけられました。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉は新たな段階に入ることになりました。また、市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められました。

しかし、障害者自立支援法は、多くの問題点が指摘され、国では、平成19年度・20年度の特例対策として、(1)低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、(2)事業者に対する激変緩和措置、(3)新法移行のための緊急的な経過措置を実施しました。

さらに、これと合わせて平成20年度に抜本的な見直しに向けた、利用者負担の見直し等緊急措置が実施されました。

■ 障害者自立支援法の見直しの動き

平成22年12月、障害者自立支援法を見直すまでの間において、障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、その内容は、(1)応能負担を原則にした利用者負担の見直し、(2)発達障害が障害者自立支援法対象となる障害者の範囲の見直し、(3)市町に相談支援センターの設置を義務化する等相談支援の充実、(4)児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実する障害児支援の強化、(5)グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設する等、地域における自立した生活のための支援の充実等で、施行はそれぞれ政令で決められた日とされています。

平成25年8月までには、障害者自立支援法は廃止され、それに替わる(仮)障害者総合福祉法が施行されるとしています。平成23年8月、新しい「法律」の概要として、①法の理念として共生社会の実現、②障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み、③地域移行を促進することを法に明記、④利用者負担について障害に伴う必要な支援は原則無料等の提言がされています。

(2) 三次市の取り組み

■ 『三次市障害者福祉計画（いきいきプラン）』

障害者基本法改正の理念を踏まえ、平成17年3月に「三次市障害者福祉計画 いきいきプラン」を策定し、「希望がもて、夢が語れるまちづくり」を施策の重点方針として、障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域生活が送れるよう、日常生活の支援や就労支援など、多様な取り組みを推進してきています。

このプランは、平成17年度から平成26年度までの本市の障害者（児）施策推進の指針となるものです。

■ 『第1期三次市障害福祉計画』

障害者自立支援法第88条により、市町村には障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定が義務化され、本市においては、平成19年3月に『第1期三次市障害福祉計画』を策定しました。この計画には、(1)各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込、(2)指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、(3)地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、(4)その他の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活事業の提供体制の確保に関し必要な事項が盛り込まれています。

また、めざす将来像を“障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち”とし、本市で取り組む重点施策として、(1)相談支援プロジェクト、(2)地域で安心プロジェクト、(3)就労応援プロジェクトの3つのプロジェクトを設定し、その具体的な施策を推進してきています。

■ 『第2期三次市障害福祉計画』

「第1期三次市障害福祉計画」の実施状況を踏まえ、引き続き、めざす将来像を“障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち”とし、重点施策として、5つの目標を基本に、3つの重点プロジェクトを柱に進めてきました。5つの基本目標は、(1)相談支援体制の充実、(2)地域における居住の場の確保、(3)地域生活の支援体制づくり、(4)就労支援の強化、(5)地域の理解や協力による社会参加の促進とし、目標実現のための3つの重点プロジェクトとして、(1)相談支援プロジェクト、(2)地域で安心プロジェクト、(3)就労応援プロジェクトを設定し、推進しました。

現在、5つの基本目標と3つの重点プロジェクトは、自立支援ネットワーク連絡会議に発展し、相談支援部会・地域生活支援部会・就労支援部会・療育発達支援部会で活動し、その具体化に努めています。

第2節 計画の基本理念

(1) 障害のある方々の自己選択と自己決定を尊重します。

障害の種別，程度にかかわらず，障害のある方が自らその居住する場所を選択し，その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ，障害のある方々の自立と社会参加の実現を図っていくための，障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 相談支援体制の充実を図ります。

障害のある方々が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには，障害福祉サービスの提供体制の確保とともに，これらのサービスの適切な利用を支える相談支援を行うことが重要であり，中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。

(3) 入所施設等から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

(4) 一般就労への移行等を推進します。

就労移行支援事業等の推進により，障害のある方々の一般就労への移行を進めるとともに，その人の能力に合った福祉的就労の場の確保に努めます。

第3節 計画策定の目的

本計画は，障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように，必要な障害福祉サービス等の支援を行い，サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで，障害者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

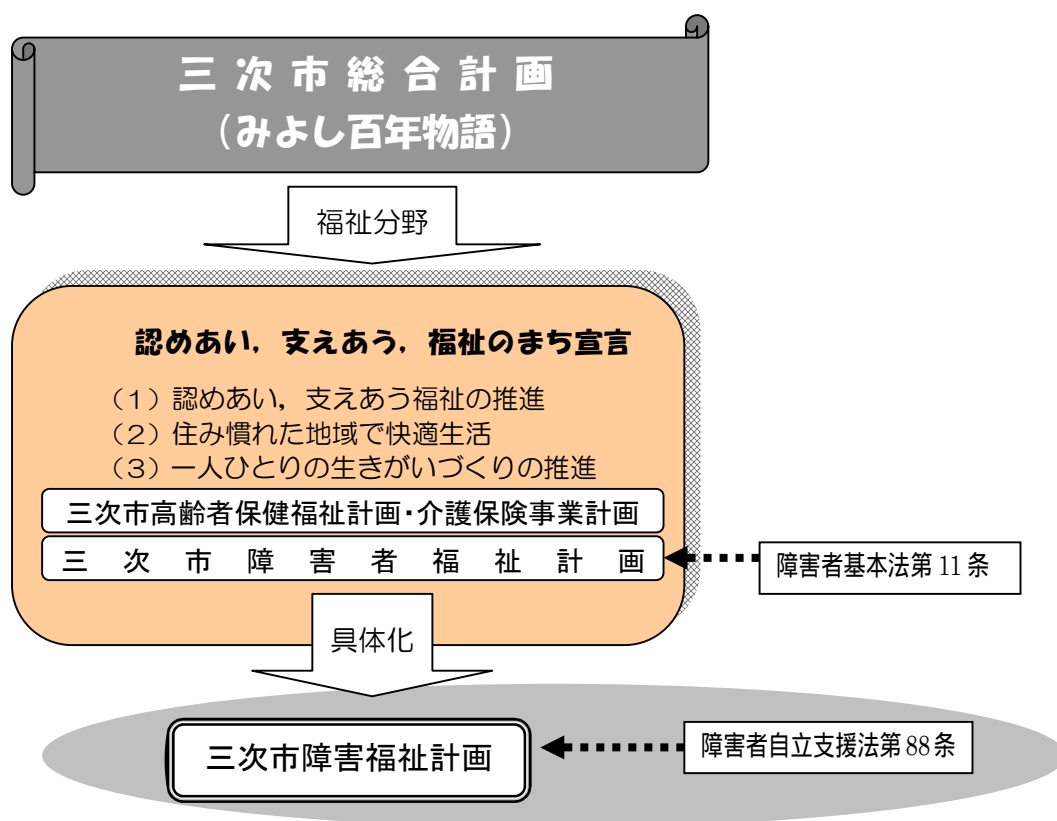
第4節 計画の法的な位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法第88条」に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制について策定するものです。

(2) 市の計画との関係

本計画は、「三次市総合計画」(みよし百年物語)、三次市障害者福祉計画、三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等との整合性を保ちながら策定するものです。



第5節 策定の方法

1. 策定に当たっての考え方

本計画では、障害者自立支援法の趣旨，国のめざす目標，「指針」に示される数値目標の考え方などを踏まえ，本市としての目標を定めています。

この目標設定に当たり，次の意見・内容などを総合的に勘案しました。

- 障害者団体や障害者自立支援ネットワーク連絡会議での意見や要望
- 平成21年度から平成23年度の障害福祉サービスの利用状況
- 三次市障害者自立支援協議会で協議・検討された事項

2. 計画数値の考え方

本計画においては，人数や時間数，日数などさまざまな数値が示されています。

これらは，本市がサービスを給付する対象者に関わるものです。

本市のサービス給付の対象者は，市内の方が，市外の施設を利用しているケースも含まれますが，市外の方が，市内の施設を利用しているケースについては，本計画の人数や時間数，日数には含まれません。

3. 計画の策定体制

○ 三次市障害福祉計画策定連絡会議

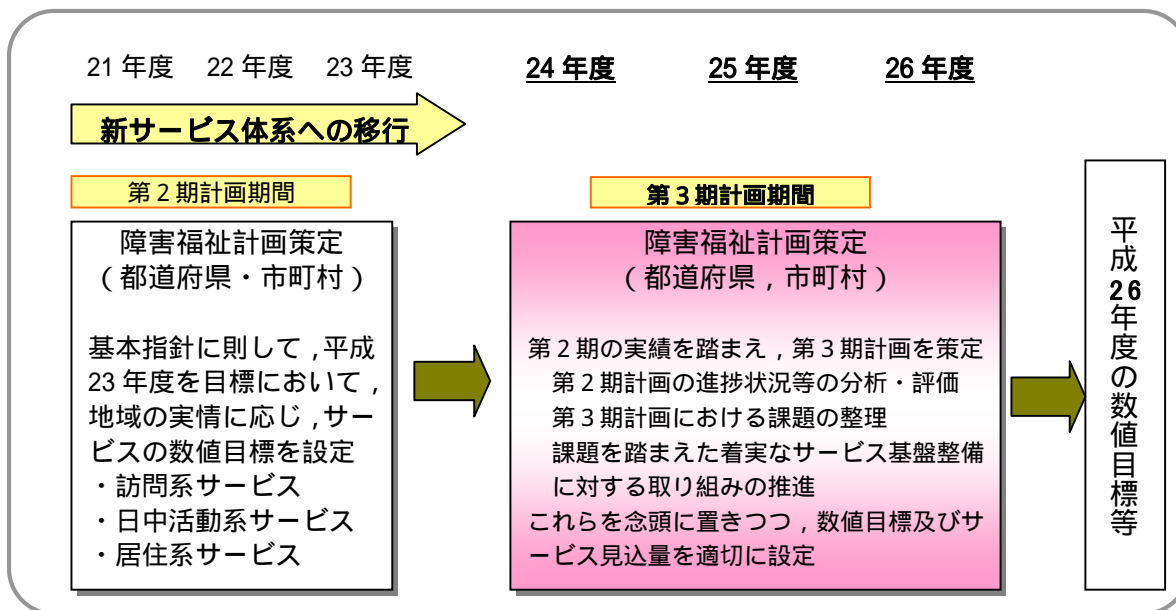
庁内組織である「三次市障害福祉計画策定連絡会議」で審議し，本計画の原案を作成しました。

○ 三次市障害者自立支援協議会（障害福祉計画策定委員会）

本計画に専門的な意見を反映させていくため，「三次市障害者自立支援協議会」に計画案を諮りました。

第6節 計画の期間

障害福祉計画は3年ごとに作成することとされており、本計画は第3期として平成24年度から26年度を期間とし、平成26年度を目標年度としています。



第2章 障害者及び障害福祉サービスの現状

第1節 三次市の障害者の状況

1. 身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）

（1）身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
H21年度	48	844	2,761	3,653
H22年度	40	769	2,394	3,203
H23年度	42	775	2,424	3,241

※各年度 4月1日現在の手帳所持者数

※平成22年度の減少は、台帳を精査し所持者数を整理したため

身体障害者手帳所持者数の推移は、新規交付者数の増加により近年増加傾向となっています。年齢別には、65歳以上が約8割を占めており、新規申請においても加齢に伴う疾病を原因とする申請が多い傾向にあります。

（2）身体障害の種類（平成23年4月）

（単位：人）

視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・咀嚼	肢体不自由	内 部 障 害
287	248	16	1,858	832
8.9%	7.6%	0.5%	57.3%	25.7%

（重複した障害がある場合、程度の重い方の障害分類で区分しています。）

身体障害の種類をみると、肢体不自由が約半数以上を占めています。脳血管障害や変形性関節症など、加齢に伴う疾病が原因として多く見受けられます。

じん臓・直腸・ぼうこう・心臓・呼吸器などの内部障害が、増加傾向にあります。

（3）障害程度（平成23年4月）

（単位：人）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
793	499	693	691	296	269
24.5%	15.4%	21.4%	21.3%	9.1%	8.3%

障害程度別の状況では、全体に占める重度障害者（1，2級手帳所持者）の割合は、全体の約40%を占めており、ゆるやかな増加傾向です。

2. 知的障害者数（療育手帳所持者数）

（1）知的障害者数の推移

（単位：人）

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
H21年度	97	331	428
H22年度	108	312	420
H23年度	135	320	455

※各年度 4月1日現在の手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移は、毎年度ゆるやかな増加傾向です。

18歳未満の新規取得者では、障害程度 B（軽度）の人の割合が増えています。また、これまで手帳申請をしていなかった人が成人後、取得するケースが見られます。

（2）障害程度（平成23年4月）

（単位：人）

㉠（最重度）	A（重度）	㉡（中度）	B（軽度）	合 計
48	183	129	95	455
10.5%	40.2%	28.4%	20.9%	100%

障害程度別にみると、A（重度）が183人と最も多く、重度障害（㉠・A）の割合は、全体の約5割を占めています。

3. 精神障害者数（精神障害保健福祉手帳所持者数）

（1）精神障害者数の推移

（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
H21年度	24	205	54	283
H22年度	24	232	66	322
H23年度	22	251	77	350
	6.3%	71.7%	22.0%	100%

※各年度 4月1日現在の手帳所持者数

精神障害保健福祉手帳所持者数は、制度創設（平成7年度）以降、増加傾向が続いています。障害程度別にみると、2級所持者が全体の約7割を占めています。

第2節 障害福祉サービス等の状況

1. 障害者自立支援法による障害福祉サービスの状況

(1) 訪問系サービス

サービス種別		H21 年度		H22 年度		H23 年度	
		利用者数 (人)	利用数値 (時間)	利用者数 (人)	利用数値 (時間)	利用者数 (人)	利用数値 (時間)
居 宅 介 護	計画	41	951	50	1,160	59	1,369
	実績	47	965	56	1,095	46	818
重度訪問介護	計画	4	280	4	280	4	280
	実績	0	0	2	295	1	18
行 動 援 護	計画	2	30	3	30	4	60
	実績	2	8	1	4	1	19
重度障害者 等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※21 年度、22 年度については3 月分の利用実績、23 年度においては、9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 居宅介護（ホームヘルプ）については、計画見込数値を上回る利用状況ですが、重度訪問介護及び行動援護については、利用となる対象者が少なく利用実績が伸びていません。
- 居宅介護サービス支給決定者数の内、約5割の方は計画的な利用がありません。
- 精神に障害のある方の家事援助等利用の意向が増えていますが、提供体制の整った事業所が少なく、地域や利用回数等の希望に対応できない現状があります。
また、ヘルパーとのコミュニケーション等調整の困難性から、計画的な利用に時間がかかるケースも見られます。
- 対象者となる障害者の高齢化が進んでいます。居宅介護など、介護保険の利用が優先するサービスもありますが、継続して自立支援サービスを利用されている方もあります。実態に応じた制度の利用の促進が課題です。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		H21年度		H22年度		H23年度	
		利用者数 (人)	利用数値 (日)	利用者数 (人)	利用数値 (日)	利用者数 (人)	利用数値 (日)
生活介護	計画	32	563	52	951	74	1,302
	実績	43	841	85	1,496	84	1,649
自立訓練 (機能訓練)	計画	3	52	3	52	4	70
	実績	2	37	3	57	1	21
自立訓練 (生活訓練)	計画	11	194	13	299	15	246
	実績	13	113	10	119	10	174
就労移行支援	計画	9	158	13	229	18	316
	実績	17	257	25	408	31	552
就労継続支援 A型(雇用型)	計画	27	475	31	546	37	651
	実績	28	520	69	512	31	596
就労継続支援 B型(非雇用型)	計画	31	545	68	1,197	135	2,376
	実績	36	466	58	1,011	77	1,498
療養介護	計画	2	60	2	60	10	300
	実績	2	57	1	28	1	30
児童デイ サービス	計画	10	30	10	35	10	40
	実績	8	15	6	11	7	11
短期入所	計画	20	80	28	112	28	112
	実績	21	272	18	271	23	289

※21年度、22年度については3月分の利用実績、23年度においては、9月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 平成23年度においては、事業所の新体系移行がほぼ完了しているため、計画数値を上回る見込みです。
- 就労移行支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、標準利用期間（1年6ヶ月から2年）が定められており、期間終了後、継続利用（最大1年）または、他の制度の利用の検討が課題となります。
- 短期入所は、施設入所待機のための長期利用の実態があり、人数に対しての日数の実績数値が多くなっています。在宅支援を含めた他の制度利用の検討が課題です。

(3) 居住系サービス

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
共同生活援助 (グループホーム)	計画	24	25	28
	実績	26	24	23
共同生活介護 (ケアホーム)	計画	17	18	19
	実績	24	21	31
施設入所支援	計画	32	55	99
	実績	32	50	54

※ 21 年度, 22 年度については 3 月分の利用実績, 23 年度においては, 9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- グループホーム・ケアホームについては, 新体系移行が進むにつれて, 利用希望者は増加していますが, 施設が不足しています。今後は, 介護者の高齢化とともにますます需要が見込まれます。

(4) 旧入所施設サービス

サービス種別				H21 年度	H22 年度	H23 年度
				利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
旧入所サービス	身体障害	更生施設	計画	2	1	0
			実績	2	0	0
		療護施設	計画	20	20	0
			実績	21	5	5
		授産施設	計画	11	8	0
			実績	11	9	3
	知的障害	更生施設	計画	32	12	0
			実績	42	25	25
		授産施設	計画	12	11	0
			実績	11	9	7
	精神障害	生活訓練施設	計画	3	3	0
			実績	3	0	0
授産施設		計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	

※21 年度, 22 年度については 3 月分の利用実績, 23 年度においては, 9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 自立支援法の施行以降, 新体系への移行が遅れていましたが, 移行期限の平成 23 年度末へ向けて移行が進んでいます。

(5) 旧通所施設サービス

サービス種別			H21 年度	H22 年度	H23 年度	
			利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	
身体障害	更生施設	計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	
	療護施設	計画	11	11	0	
		実績	15	0	0	
	授産施設	計画	17	17	0	
		実績	26	1	1	
	福祉工場	計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	
	小規模授産施設	計画	17	0	0	
		実績	15	0	0	
	知的障害	更生施設	計画	0	0	0
			実績	0	0	0
授産施設		計画	28	6	0	
		実績	29	5	4	
福祉工場		計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	
小規模授産施設		計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	
精神障害	授産施設	計画	8	0	0	
		実績	13	0	0	
	福祉工場	計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	
	小規模授産施設	計画	0	0	0	
		実績	0	0	0	

※ 21 年度, 22 年度については 3 月分の利用実績, 23 年度においては, 9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 旧入所施設サービスと同じく, 自立支援法の施行以降, 新体系への移行が遅れていましたが, 移行期限の平成 23 年度末へ向けて移行が進んでいます。

2. 地域生活支援事業の状況

(1) 相談支援事業

(単位：ヶ所)

相談支援事業	区分	H21年度	H22年度	H23年度
障害者相談支援事業	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
障害児等相談支援事業	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
地域自立支援協議会	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

【現状と評価】

- 三次市障害者支援センターにより、身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応しています。このセンターには社会福祉士などの配置により、処遇困難ケースや継続的な障害者への支援と併せ、交流の場を確保し、障害者の社会参加の促進と日常生活訓練等の実施により、就労支援と自立の促進に取り組みの成果が出ています。
- 地域療育等支援専門機関（重症心身障害児施設子鹿学園）への障害児等を対象とした相談支援事業の委託により、相談支援機能の強化を図っています。
- 支所を単位とした定期的な巡回相談により、周辺地域への相談機会の確保をしていますが、相談者数が減少しています。原因を分析し対応を検討します。
- 平成23年4月備北障害者就業・生活支援センターが三次市生涯学習センター内に開設され、三次市障害者支援センターとの連携が容易となり、障害者の一般就労に成果が現れています。

(2) コミュニケーション支援事業

(単位：年間利用回数)

コミュニケーション支援事業	区分	H21年度	H22年度	H23年度
手話通訳者等派遣事業	計画	50	55	60
	実績	36	40	(19)
要約筆記者等派遣事業	計画	80	100	120
	実績	68	47	(26)

※平成23年度利用状況は、4月～8月分を（ ）書きで掲載

【現状と評価】

- 手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業と併せ、三次市社会福祉協議会に委託しボランティアグループの協力を得て効果的な事業を実施しています。
- 聴覚障害者団体活動等の活発化に伴い、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業の利用回数も伸びており、聴覚障害者の社会参加が着実に進んでいます。

(3) 日常生活用具給付等事業

(単位：件/年)

日常生活用具給付等事業	区分	H21年度	H22年度	H23年度
介護・訓練等支援用具	計画	3	3	3
	実績	4	5	(2)
自立生活支援用具	計画	10	10	10
	実績	17	13	(5)
在宅療養等支援用具	計画	13	13	13
	実績	15	24	(17)
情報・意思疎通支援用具	計画	9	9	9
	実績	9	11	(6)
排泄管理支援用具	計画	1,200	1,250	1,312
	実績	1,142	1,329	(645)
住宅改修費	計画	3	3	3
	実績	3	1	(0)

※ 平成23年度利用状況は、4月～9月分を（ ）書きで掲載

【現状と評価】

- 補装具対象用具であった排泄管理支援用具については、平成18年10月から日常生活用具に変更になったため、平成19年度以降倍増しています。
- 住宅改修費助成については、平成20年度から新規住宅改修費補助（上乘せ）制度を創設し利用促進を図っています。
- 平成20年7月から本市独自の利用者負担上限額を設定し、障害児と低所得者世帯の費用負担の軽減措置を実施しています。

(4) 移動支援事業

(月当たり)

移動支援事業	区分	H21 年度		H22 年度		H23 年度		
		個別支援型	計画	11 人	96 時間	12 人	100 時間	16 人
		実績	15 人	90 時間	6 人	44 時間	6 人	36 時間

※ 21 年度, 22 年度については 3 月分の利用実績, 23 年度においては, 9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 制度改正に伴う利用者の急激な費用負担の増加を抑制するため, 法定障害福祉サービス利用との自己負担額を合算し, 上限負担月額の利用者負担の軽減措置を導入しています。
- 平成 20 年 7 月から三次市独自の利用者負担上限額を設定し, 更なる障害児と低所得者世帯の費用負担の軽減措置を実施しています。
- 法制度の改正に伴い, 視覚障害者については, 『同行援護』への移行が必要となります。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業		区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度
市内事業所	精神障害者地域生活支援センターからの移行	計画	1 カ所	1 カ所	1 カ所
		実績	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	小規模授産施設からの移行	計画	0 カ所	1 カ所	1 カ所
		実績	0 カ所	1 カ所	1 カ所
	就労促進事業所からの移行	計画	0 カ所	0 カ所	2 カ所
		実績	0 カ所	1 カ所	1 カ所

【現状と評価】

- 小規模授産施設からの移行については, 障害者自立支援基盤整備事業(平成 20 年度)の活用により, 新体系への移行準備が進んでいます。
- 就労促進事業所からの移行については, 法人化への対応や人材確保の問題から移行のための準備に遅れが出ています。

(6) 福祉ホーム事業

(単位：人/月)

	区分	H21年度	H22年度	H23年度
福祉ホーム事業	計画	6	8	9
	実績	5	5	5

※ 21年度, 22年度については3月分の利用実績, 23年度においては, 9月分の利用状況で掲載

【現状と評価】

- 市内に福祉ホームはありませんが, 障害者自立支援法施行前からの知的障害者福祉ホーム(隣接市)の利用者がいます。
- 本市からは, 就労意欲のある通所支援施設等への通勤の困難な方への住居提供サービスとして, 日中活動系サービスと併用して市外の福祉ホームを利用されています。

(7) 生活支援事業

(単位：実人数/年)

生活支援事業	区分	H21年度	H22年度	H23年度
障害児生活訓練等事業	計画	24	26	28
	実績	26	27	(29)
福祉機器リサイクル事業	計画	80	80	80
	実績	154	161	(72)

※平成23年度利用状況は, 4月~9月分を()書きで掲載

【現状と評価】

- 障害児生活訓練等事業については, 小中学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした春休みや夏休み等の長期休業日の日中預かり支援として, 保護者からのニーズが高くなっています。
- 福祉機器リサイクル事業については, 三次市社会福祉協議会への委託により効率的な運用が図られ, 計画を上回る利用の伸びがあります。

(8) 日中一時支援事業

(単位：人/月)

日中一時支援事業	区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度
短期入所型	計画	12	12	12
	実績	20	24	17
放課後一時支援型	計画	10	10	10
	実績	8	9	10

※ 21 年度、22 年度については3 月分の利用実績、23 年度においては、9 月分の利用実績で掲載

【現状と評価】

- 短期入所型事業については、保護者や家族の就労支援及び一時的な休息等のニーズに対応するサービスとして、利用希望者が増加しています。一方、受入れできる事業所数や定員が追いつけない状況があり、新規事業所の確保が今後の課題です。
- 放課後一時支援型事業については、特別支援学校へ通学している児童・生徒への支援としてスタートしましたが、市内小・中学校からの利用要望もあり、多様な受入れ事業所等の確保が求められています。

(9) 社会参加促進事業

(単位：人/年)

社会参加促進事業	区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画	130	130	130
	実績	149	76	(80)
点字・声の広報等発行事業	計画	27	28	28
	実績	19	19	(19)
手話奉仕員養成事業	計画	40	40	40
	実績	11	13	(26)
要約筆記奉仕員養成事業	計画	10	10	11
	実績	2	1	(0)
点訳奉仕員養成事業	計画	15	18	22
	実績	3	6	(3)
朗読奉仕員養成事業	計画	45	53	58
	実績	15	24	(24)
自動車運転免許取得費助成事業	計画	2	2	2
	実績	1	1	(0)

自動車改造費助成事業	計画	4	4	4
	実績	0	4	(1)
福祉車両購入費助成事業	計画	-	-	5
	実績	-	-	(1)

※ 平成23年度利用状況は、4月～7月分を（ ）書きで掲載

【現状と評価】

- 障害のある人もない人も気軽に楽しめるスポーツとして、市民ボランティアと一体となったフライングディスク競技大会を毎年開催し、障害者の社会参加促進と市民や学生ボランティア養成の機会となっています。
- 各種福祉奉仕員養成事業については、三次市社会福祉協議会へ委託し、地域福祉のボランティア活動と一体的な運営により、効果的な事業推進を行っています。
- 要約筆記奉仕員養成講座の実績があがっておらず、開催方法などを検討する必要があります。

3. 障害程度区分の認定者数の推移

「障害者自立支援法」では、介護給付サービス提供の必要性を明かにし、適切なサービスを提供するために、障害程度区分の認定を行っています。

■障害福祉サービス障害程度区分認定者数

(単位：人)

	H21年度	H22年度	H23年度
区分 1	14	17	54
区分 2	55	55	78
区分 3	41	49	53
区分 4	22	24	20
区分 5	32	40	33
区分 6	43	53	45
合計	207	238	283

※平成23年度数値は、9月末現在数値

第3節 障害者医療の状況

1. 自立支援医療の状況

(1) 自立支援医療受給者の推移

(年度実人数)

種別	H21年度	H22年度	H23年度
更生医療	11人(5人)	20人(8人)	18人(8人)
育成医療	12人	13人	2人
精神通院	421人	543人	529人

出展：広島県・三次市資料

H23年度数値については、9月現在数値です。

() 数値は、腎臓機能障害人工透析分の再掲です。

第4節 こども発達支援センター利用者の状況

1. こども発達支援センターの利用状況

(1) 在籍者の推移

こども発達支援センターの在籍者数は、次の通りになっています。

(単位：人)

区分	在籍者数	利用日以外の過ごし方				相談数 (実人数)	
		保育所 幼稚園	療育施設	在宅	小学校		
H21年度	前期 4月～9月	56	33	4	19		51
	後期 10月～3月	67	45	4	18		45
H22年度	前期 4月～9月	63	41	3	19		53
	後期 10月～3月	67	42	3	22		39
H23年度	前期 4月～9月	59	38	2	7	12	58

*1 平成23年度は、低年齢からの就園児が増加しているため在宅児が少人数。

*2 学童教室を試行的に実施。

【現状と評価】

- 長い期間支援することで、保護者が子どもを理解する度合いが上がってきており、子どもにとっても生きやすさにつながってきています。
- 保護者同士の輪づくりができ、子育てにおける悩みや不安の軽減につながっています。
- 平成23年度は臨床心理士が週1回の勤務となり、発達相談や保育所訪問など十分な対応ができていない現状があります。

第5節 備北障害者福祉圏域における特別支援学校在籍者等の状況

1. 在籍児童・生徒数の推移

(1) 在籍者の推移

県立庄原特別支援学校の在籍児童・生徒と通学状況は次の通りになっています。

(単位：人)

区 分	在 籍 者 数			
	総 数	小学部	中学部	高等部
H21年度 (内 三次市)	46 (27)	8 (6)	11 (7)	27 (14)
H22年度 (内 三次市)	54 (28)	9 (6)	7 (3)	38 (19)
H23年度 (内 三次市)	64 (35)	12 (7)	10 (4)	42 (24)

(資料：広島県立庄原特別支援学校 学校要覧から抜粋)

【現状と評価】

- 平成21年度以降、在籍者総数は増加してきています。
- 本市の在籍者数は、ほぼ半数を占めています。

2. 通学状況

(1) 通学状況（平成23年5月1日現在）

(単位：人)

区 分	自 宅 よ り	施 設 よ り
小 学 部 (内 三次市)	12 (7)	1 (1)
中 学 部 (内 三次市)	10 (4)	2 (1)
高 等 部 (内 三次市)	42 (24)	5 (3)
合 計 (内 三次市)	64 (35)	8 (5)

(資料：広島県立庄原特別支援学校 学校要覧から抜粋)

【現状と評価】

- 本市の在籍者の約8割が、自宅から通学しています。
- 通学手段としては、公共交通機関を利用した自力通学を目指すと共に、スクールバス利用もあります。

3. 進路状況

(1) 進路状況（高等部卒業時）

備北障害者福祉圏域の高等部（庄原特別支援学校高等部）における進路の状況は次の通りです。

（単位：人）

区分	就 労	作業所・授産所	施設入所	進 学	そ の 他	合 計
H20年度	4	6	2	0	1	13
H21年度	2	4	2	0	1	9
H22年度	3	4	0	0	1	8
H23年度	〔6〕	〔5〕	〔0〕	〔0〕	〔0〕	11

（資料：広島県立庄原特別支援学校 学校要覧から抜粋）

〔 〕 見込み人数

【現状と評価】

- 高等部卒業生の就労の機会が増えるよう、作業学習等の教育内容の充実に努めています。
- 平成23年度から始まった「広島県特別支援学校技能検定」に積極的に参加しています。

第6節 小中学校の状況

1. 特別支援学級数及び在籍児童数

(1) 特別支援学級数及び在籍児童数（平成23年11月現在）

（単位：人）

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	在籍者数	学校数	学級数	在籍者数
知的障害	15	15	33	8	8	20
肢体不自由	1	1	1	2	2	2
病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0
弱 視	0	0	0	1	1	1
難 聴	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	12	12	16	3	3	6

【現状と評価】

- ここ数年、特別支援学級数及び在籍児童数いずれも大きな変動はなく推移しています。
- 各学校においては、児童・生徒の実態や保護者、専門家の意見や判断に基づき、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう、特別支援教育に取り組んでいます。

第7節 障害者就労の状況

1. 民間企業における障害者の雇用率

(1) 実雇用率と目標達成企業の割合

(平成23年6月1日現在)

区 分	実 雇 用 率	目標達成企業の割合
三次公共職業安定所管内	1.78% (1.59%)	54.8% (48.4%)
広 島 県	1.77% (1.83%)	49.1% (51.0%)
全 国	1.65% (1.68%)	45.3% (47.0%)

() 内は平成22年6月1日現在の数値

障害者の雇用率は依然として低く、法定雇用率1.80%の目標未達成企業が多くあり、関係機関や企業等とのネットワークの構築により障害者の雇用の推進を図る必要があります。

2. 障害者雇用状況

(1) 障害者雇用状況（三次公共職業安定所資料）

(平成23年6月1日現在)

区 分	企業数 社	雇 用 状 況							
		算定基礎 労働者数 人	障 害 者 数			実雇用率 %	雇用率 達成 企業数 企業	雇用率 達成 企業割合 %	
			A 重度 障害者数 人	B A以外の 障害者数 人	C 合 計 A×2+B 人				
全 企 業	31	5080.5	16	58.5	90.5	1.78	17	54.8	
	31	4824.0	14	48.5	76.5	1.59	15	48.4	
規 模	56人~99人	13	938.0	1	6.0	8.0	0.85	6	46.2
		12	851.0	1	5.0	7.0	0.82	5	41.7
	100人~299人	14	2422.0	8	36.5	52.5	2.17	9	64.3
		15	2350.0	9	31.5	49.5	2.11	8	53.3
	300人~999人	4	1720.5	7	16.0	30.0	1.74	2	50.0
		4	1623.0	4	12.0	20.0	1.23	2	50.0
	1,000人以上	0	0.0	0	0.0	0.0		0	
		0	0.0	0	0.0	0.0		0	
産 業	農・林・漁業 建設業	3	366.5	1	7.0	9.0	2.46	3	100.0
		2	152	1	1.0	3.0	1.97	1	50.0
	製造業	7	2,045.5	7	18.0	32.0	1.56	4	57.1
		9	2,245	6	16.0	28.0	1.25	5	55.6
	運輸業、郵便業	4	406.5	1	2.0	4.0	0.98	1	25.0

卸売・小売業	5	397	1	4.0	6.0	1.51	2	40.0
不動産業，物品 賃貸業 医療，福祉	13	1,667.5	6	27.5	39.5	2.37	8	61.5
	11	1,429	5	21.5	31.5	2.20	4	36.4
サービス業	4	594.5	1	4.0	6.0	1.01	1	25.0
	4	601	1	6.0	8.0	1.33	3	75.0

(注)

1. 障害者数のA欄「重度障害者数」には短時間労働者である重度障害者の数は含まれていない。
2. 短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者数はB欄に含まれている。
3. A欄の障害者数は、重度身体障害者及び重度知的障害者を法律上1人を3人に相当するものとして、合計においてダブルカウントを行っている。
4. 短時間労働者である精神障害者については法律上1人を0.5人に相当するものとしてB欄でカウントしている。
5. 下段は前年の数値である。

【現状と評価】

- 当所管内の従業員数56人以上の企業31社における平成23年6月1日現在の障害者の雇用状況は、算定基礎労働者数が5,080.5人と対前年比で256.5人の増加となりましたが、雇用障害者数も90.5人と対前年比で14人の増加となりました。結果として実雇用率は1.78%と対前年度比で0.19ポイントの増加となりました。しかし、民間企業における法定雇用率である1.8%には達していません。
- 雇用率達成企業割合については54.8%と対前年度比で6.6ポイントの増加となりましたが、31社中14社が法定雇用率を達成していない状況です。
- 広島県及び全国との比較では、広島県・全国ともに実雇用率・達成企業割合とも減少しているのに対し、ハローワーク三次管内ではいずれも増加しています。

第3章 三次市の重点施策

第1節 めざす将来像

この計画では、めざす将来像を「**障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち**」とします。

様々な社会活動によって自分らしく生きるとは、地域に暮らしている者にとってはごく当たり前のことであり、誰もが願うことです。しかし、障害のある方にとっては様々な制約の中で、楽しく、そして自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このような現状を踏まえ、この計画は、**6つの目標**を基本に、**4つの重点プロジェクト**を柱としています。その上で、主要な事業の整備目標と確保策を示し、引き続き将来像の実現に向けた基盤づくりを平成24年度からの3年間で着実に推進していきます。

めざす将来像

障害のある人が、地域でいきいきと、

もっと楽しく

自分らしく生きることのできるまち

ともに支えあい・認め合い

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと、その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で、**障害のある人もない人も、ともに支えあい、認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまち**を市民ぐるみでつくっていきます。

第2節 施策の基本目標

めざす将来像のための6つの基本目標

1 相談支援体制の充実

障害のある人の自立を支援するためには、必要とされる情報や相談が的確に行われる必要があります。様々な情報提供や専門性の高い相談等への対応が望まれており、各機関等の綿密な連携や迅速に対応する強力な相談窓口の構築を推進します。

2 地域における暮らしの場を確保

障害があっても、可能な限り生まれ育った地域で生活できるように、身近なところに居場所や活動の場を提供するとともに、居住する場所の確保等の居住環境の整備を実施します。

3 地域生活の支援体制づくり

障害があっても、地域で孤立することなく、地域社会のなかで生活するためのサービス支援を充実させます。

入所型施設からの退所や精神科病院からの退院可能な方の地域生活への受入れなどに向けた体制づくりを行います。

4 就労支援の強化

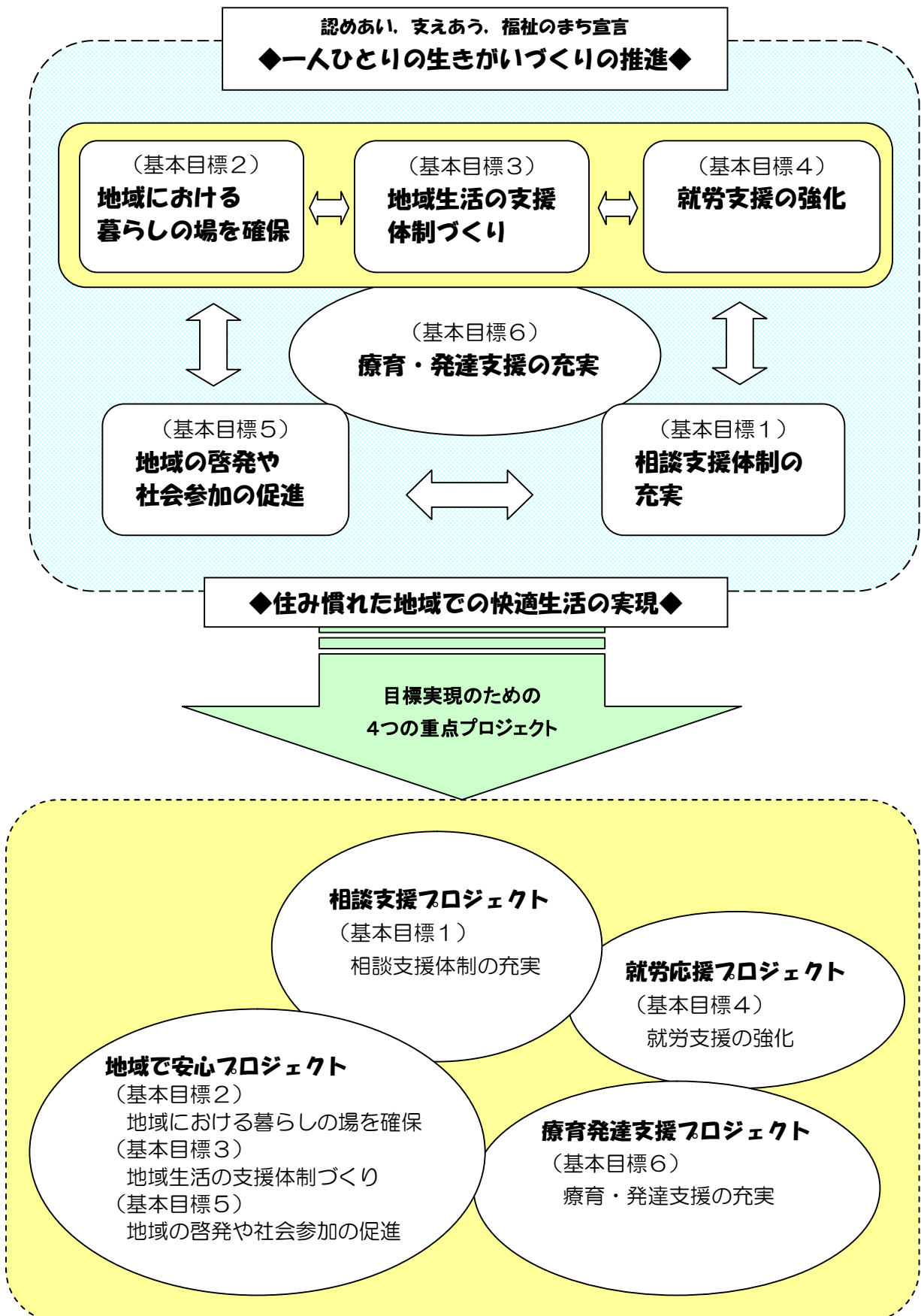
障害があっても、可能な限りもてる機能や能力を発揮し、就労することで、誰もが働くよろこびや適切な収入を得て、いきいきと生活できる環境を企業・福祉関係機関のネットワークを構築していきます。

5 地域の啓発や社会参加の促進

障害のある人への、地域の住民の理解や状況に応じた協力が不可欠です。障害のある人のハンディを理解し、地域でともに住み、ともに暮らす仲間として、協力し合える環境づくりを促進します。

6 療育・発達支援の充実

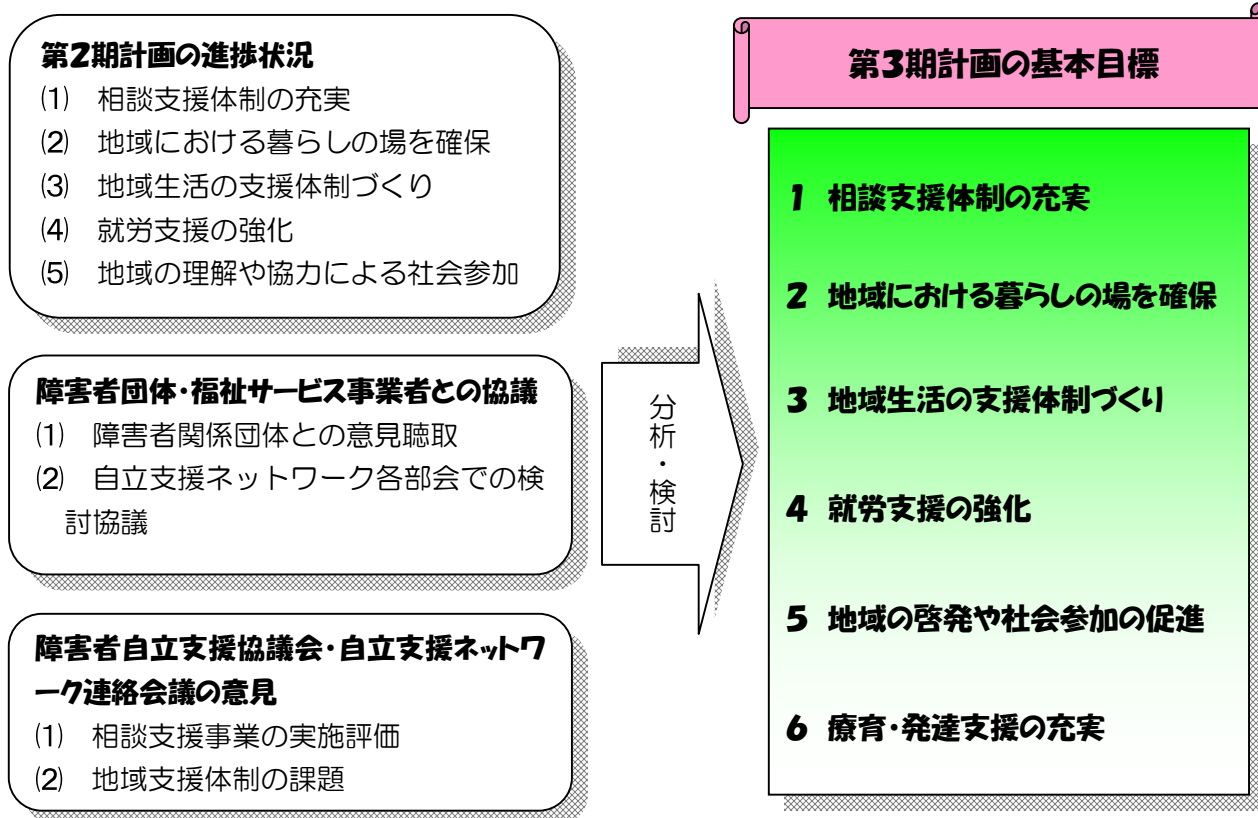
発達課題や障害の早期発見に努め、発達段階に応じた支援や関係機関の連携による一貫した支援体制づくりを推進します。



第3節 重点施策の取り組み設定の方針

本計画は、めざす将来像「**障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち**」の実現をめざし、地域生活に必要な基盤整備をさらに推進していくため、第2期計画での重点施策を継承し、6つの基本目標を設定します。

これらは、第2期計画で掲げた重点的な取り組みの進捗状況や障害者団体との懇談会、障害福祉サービス事業所等との協議、地域自立支援協議会での意見等を踏まえて、今後も取り組まなければならない課題として設定しました。



重点的な取り組み（第2期計画）の進捗状況

（１）相談支援体制の充実

- 平成18年10月、3障害の総合的相談支援の拠点としてスタートとした「三次市障害者支援センター」の職員配置や事業の充実を進めてきました。
- 社会福祉士、精神保健福祉士の配置により、処遇困難ケースや継続的支援を必要とするケースに対応してきました。
- 知的障害者に対する専門的且つ、継続的支援が必要な療育等相談に対応するため、重症心身障害児施設と業務連携を通して、相談事業の機能強化を図りました。
- 障害者福祉サービス事業所をはじめ、地域・団体の障害者自立支援ネットワークを強化してきました。

（２）地域における暮らしの場を確保

- 社会福祉法人等と連携し、地域生活への移行に対応するためのグループホームやケアホームの確保に取り組みました。

（３）地域生活の支援体制づくり

- 補装具給付・修理事業や移動支援事業・日中一時支援事業・日常生活用具等給付事業など地域生活支援事業の利用者負担について、本市独自の軽減施策を実施しました。
- 福祉タクシー事業の利用対象者の拡大、自動車用燃料給油券としても利用可能な共通券にするなど、制度の充実を図りました。
- 福祉車両購入費助成制度をはじめました。
- ケーブルテレビ利用料助成を拡充しました。
- 福祉保健センターの活動交流室をはじめ、各地域の拠点で定期的行事等を実施し、日中の交流の場として、障害者の社会参加の促進と日常生活訓練等を実施しました。

（４）就労支援の強化

- 備北障害者就業・生活支援センターが平成22年4月に開設され、広域的及び就労相談支援体制が進展し、一般企業への就労が進みました。
- 三次市障害者自立支援ネットワーク「就労支援部会」を中心とした、事業所・関係機関の連携が深まり、課題に向けての取り組みが図られました。

（５）地域の理解や協力による社会参加

- オストメイト対応トイレの整備に取り組みました。
- バリアフリーマップの作成や車椅子体験など、外出支援の環境整備を進めました。
- 地域の障害者ボランティアグループや障害者（児）団体との意見交流会を実施し、課題等の共有化が図られました。
- ピア・カウンセラー養成講座を実施し、ピア・カウンセラー、グループカウンセラー等のピア・サポート体制づくりを進めてきました。
- 初級園芸福祉士養成講座を実施し、園芸福祉ボランティアグループ「みよし園芸福祉ネットワーク」を立ち上げ、園芸福祉のまちづくりと、将来的な障害者の農業分野への就労を目指した取り組みをはじめました。
- ガイドヘルパー養成講座を実施し、人材育成に取り組みました。

第4節 重点施策と三次市が取り組む4つのプロジェクト

1

相談支援プロジェクト

- 重点事業** ① 相談支援体制の機能強化
② 虐待防止の取り組みの推進

障害者が適切な支援を受けるための情報提供とコーディネートが一層重要な課題となっています。相談支援のネットワークの整備とケアマネジメントの手法を活用した相談支援体制の確立を通じて、一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備をめざします。

現状と課題

- 精神障害に対応した相談業務が増大しています。これら相談業務は、個別性が高く、さらに長期間の支援を必要とする場合が多く、相談支援スタッフの専門性が求められています。
- 利用者主体のケアマネジメントが展開できる支援者の確保と養成、市民ボランティア・事業者等の連携・協働による相談支援体制のネットワーク化をさらに推進する必要があります。
- 発達障害や高次脳機能障害については、全県的にも専門家や相談機関が不足しており、支援者のスキルアップを図るとともに、専門医や専門職の確保が必要です。
- 対応困難事例の課題解決のため、資源開発や地域支援システム等の地域課題に対し、障害者自立支援協議会及び自立支援ネットワーク連絡会議の機能強化を図ることが必要です。

施策の方向

相談支援関連主要施策	目標指標
<p>1. 相談支援体制の機能強化（重点事業）</p> <p>障害者支援センターに社会福祉士や精神保健福祉士等専門職を配置し、身体、知的、精神、発達障害などの相談に対応した総合支援体制を充実します。</p> <p>① 他の相談機関との連携強化による相談機能の充実を図ります。 ② 支援専門員等人員体制の充実と人材育成を進めます。 ③ 地域療育等支援専門機関との連携による巡回相談事業の充実を図ります。 ④ 個別支援会議に関する調整機能を強化します。 ⑤ 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談支援を充実します。</p>	<p>平成24年度～</p>
<p>2. 虐待防止の取り組みの推進（重点事業）</p> <p>障害を起因とする虐待・いじめ等について、福祉・教育・医療等の関係機関や地域の民生委員・児童委員との連携を取りながら、早期の対応に取り組みます。</p> <p>① 障害者虐待防止センターを設置します。 ② すくすくネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による児童虐待防止ネットワークの構築と組織強化を進めます。 ③ 児童家庭相談（擁護・保健・障害・育成・非行）の充実を図ります。 ④ 成年後見制度利用の支援を行います。</p>	<p>平成24年度～</p>
<p>3. 相談ネットワーク体制の充実</p> <p>こども発達支援センター・障害者支援センターを中核とした関係機関、団体などと相談支援ネットワークを組織化し、定例連絡会議等の実施を通して情報の共有化と広く社会資源の活用を図ります。</p> <p>① 三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の相談支援部会での連携を強化し、相談支援を充実します。 ② 処遇困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保の充実を図ります。 ③ 身体障害者相談員、知的障害者相談員、ピアカウンセラー等との連携によるピア・サポートなど多様な相談体制を推進します。 ④ 家族会との連携した活動を取り組みます。</p>	<p>平成24年度～</p> <p>【図-1 参照】</p>

<p>4. 地域自立支援協議会を核とする地域生活支援体制の整備</p> <p>「障害がある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち」をめざすという共通認識をもち、市内の施設、事業者、行政機関等関係機関や障害者・家族等広く各方面から参画を募り、障害者の意向を十分に受け止めることができるような官民協働のネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>(1) 障害者自立支援協議会の機能強化 情報機能，ネットワーク機能，開発機能，研修機能，評価機能の充実・強化を図ります。</p> <p>(2) 障害者自立支援ネットワーク連絡会議の機能強化 組織拡大と活動の活性化を図ります。 各部会間の情報の共有と，協働支援ネットワークの構築による困難事例への対応を行います。</p> <p>(3) 社会資源等点検 障害者支援のための社会資源等の点検と課題に対する協議・研究を進めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p> <p>【図-2 参照】</p>
<p>5. 住宅入居支援事業（居住サポート事業）の実施体制の整備</p> <p>民間賃貸住宅（アパート・一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが保証人がいない等，入居が困難な障害者への入居調整支援を行うとともにサポート体制の整備を進めます。</p> <p>① 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）の取り組みを進めます。</p> <p>② 夜間，休日を含め，緊急対応が必要となる場合における相談支援，関係機関との連絡・調整等の支援体制を整備します。</p> <p>③ 利用者の生活上の課題に応じ，関係機関と連携し必要なサポート体制の調整を行います。</p>	<p>平成 26 年度～</p>

図-1 乳幼児期から成年期を通して一貫した支援を継続

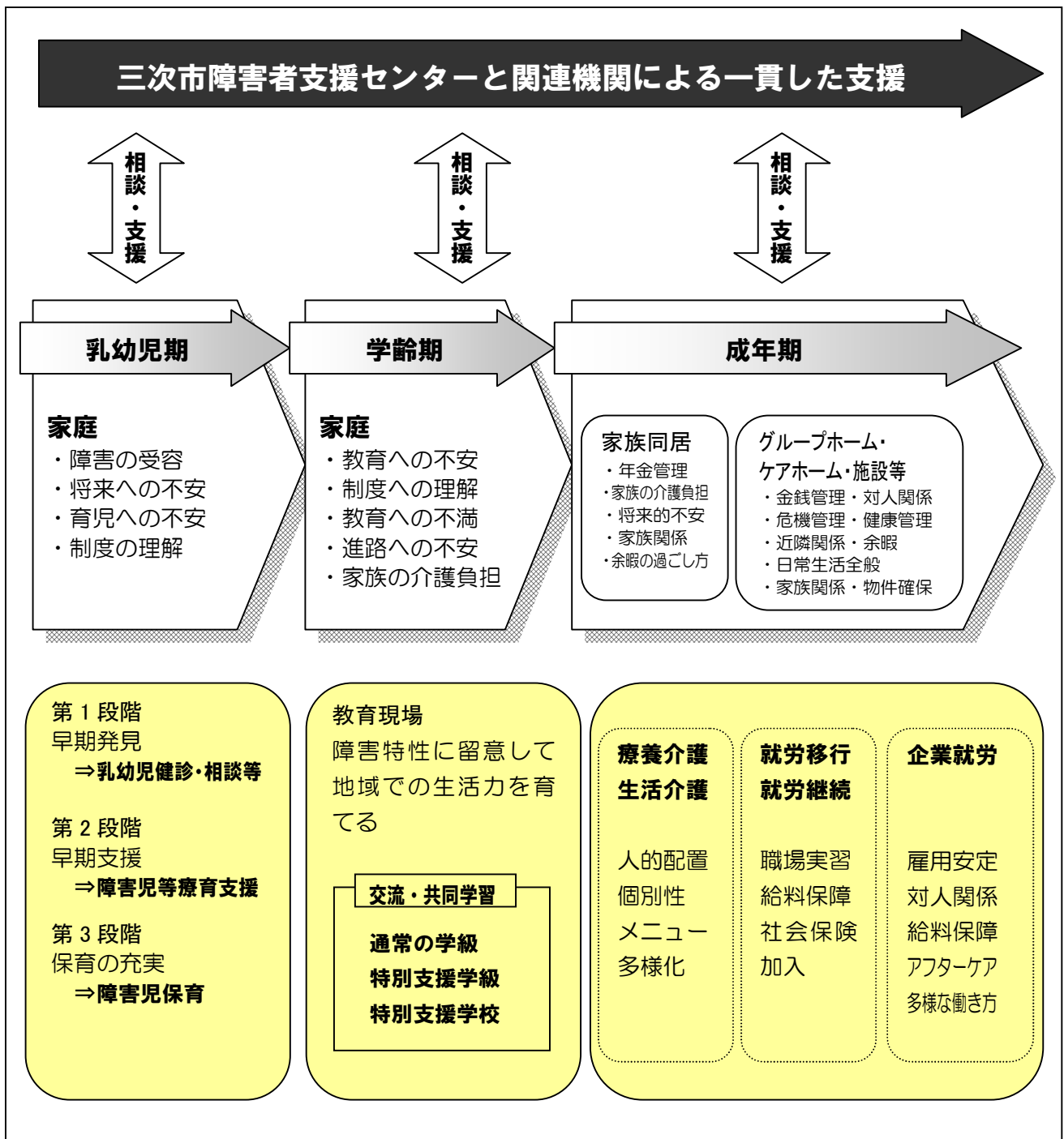
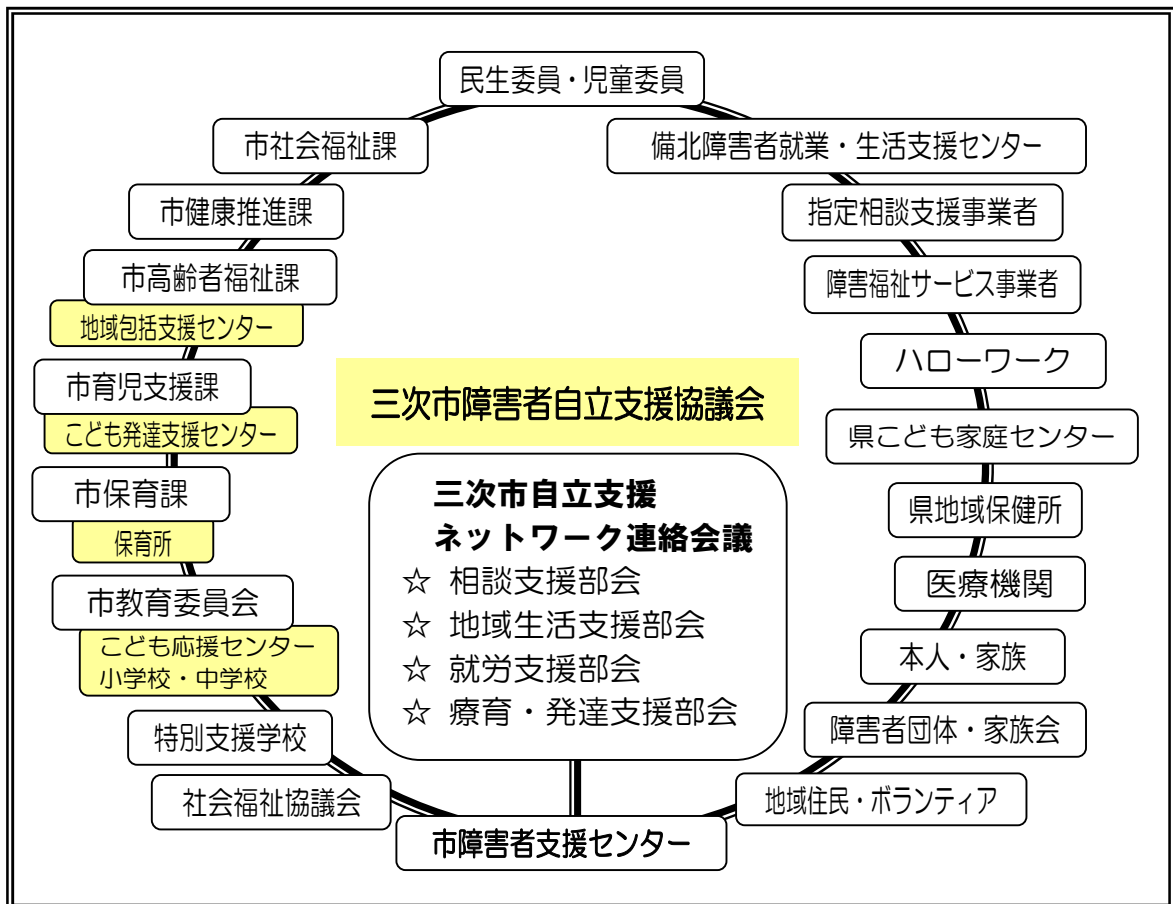


図-2 本市の地域自立支援協議会システムとネットワーク体制



2

地域で安心プロジェクト

- 重点事業**
- ① 多様な在宅サービスの支援の充実
 - ② 暮らしの場の確保・居住継続のための支援
 - ③ 障害児への支援体制の充実

「多様な在宅サービスの充実」や「障害児への支援の充実」をさらに推進するとともに、障害者の地域生活を幅広い視点から支援するため、情報提供体制や地域での生活環境をより包括的に整備していきます。

障害者本人の主体性・自立性の尊重を基本に据えながら、家族や介助者の支援等本人を支える支援機能を強化し、地域における障害者理解を含めた総合的な生活基盤の整備をめざします。

現状と課題

- これまで市内には、法定障害福祉サービス事業所の確保と多様な地域生活支援事業に対応できる支援事業所等の確保が着実に進んできています。
- 市内周辺地域の事業所をはじめ、利用者の交通アクセス、支援者側の移動時間等の問題により、非効率的な事業運営がネックとなり、居宅介護・重度訪問介護・行動援護等の訪問系サービス利用の希望に応え難い状況があります。
- また、居宅介護サービスの需要に対し、事業者のホームヘルパーの人的不足が生じています。
- 短期入所サービスは、施設入所待機のための長期間利用により、利用者が希望する日に応えられない実態もあります。
- 市内に障害児専門の医療機関や療育センターがなく、遠方の医療機関等への送迎も含め、交通費等の保護者負担が大きい実態があります。
- 障害者本人の支援に専らだけでなく、家族や介助者を支援することを視野に入れ、地域社会の資源との調整を図りながら、総合的な支援を行うための基盤を整備することが課題となっています。
- 親亡き後等の不安に対する、安心を担保できる包括的支援体制の整備とケアホームや短期入所施設、重度障害者（児）施設等基盤整備の確保が求められています。
- 多様な障害に対する地域の理解を形成していくため、地域社会全体に対して継続した取り組みを深めていく必要があります。

施策の方向

地域で安心関連主要施策	目標指標
<p>1. 多様な在宅サービスの支援の充実（重点事業）</p> <p>（1）障害福祉サービス等利用者負担の軽減 障害者自立支援サービス給付等に係る利用者負担の軽減を図るため、三次市独自の軽減措置を継続します。</p> <p>（2）外出支援の充実 誰もが利用しやすい支援体制の整備を図ります。</p> <p>① 移動支援事業の利用ガイドブックを作成します。 ② 障害児のプール利用時の支援体制の整備を図ります。</p> <p>（3）サービス事業者と人材の確保・育成 訪問介護事業所のホームヘルパー不足の課題解決に取り組みます。 障害者自立支援ネットワーク連絡会議（地域生活支援部会）の機能を活かした情報交換やサービス利用調整を行い、周辺地域に不足するサービスの確保に努めます。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>継続実施 ガイドヘルパー 養成講座</p>
<p>2. 暮らしの場の確保・居住継続のための支援（重点事業）</p> <p>（1）家賃債務保証制度の創設 家賃債務保証制度を創設し、入居が困難な障害者への支援体制の整備を進めます。</p> <p>（2）住宅環境整備（住宅改修）の促進 自立した在宅生活の継続や介護者の負担軽減を図るため、既存の浴室、便所、玄関等の住宅改修費の助成を行います。</p> <p>（3）日中の活動の場の充実 あらゆる障害に応じた日中活動の場の充実を図ります。</p>	<p>平成 26 年度～</p> <p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>
<p>3. 障害児への支援体制の充実（重点事業）</p> <p>（1）保護者負担の軽減（障害児支援事業） 障害児福祉サービスの円滑な利用を図るため、きめの細かい経済的支援施策の継続実施を進めます。</p> <p>（2）日中活動の場の確保 保護者の就労保障等に対応した放課後支援や日中一時支援による日中活動の場の確保に努めます。</p>	<p>継続実施</p>

<p>4. グループホーム・ケアホームの確保・支援</p> <p>自立した生活を希望する知的障害や精神障害のある方の地域生活への移行に対応するため、社会福祉法人などと連携し、地域生活の拠点となるグループホーム等基盤の確保・支援に努めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p>5. 長期入院・入所から地域生活への移行促進</p> <p>「受け入れ条件が整えば、退院・退所可能な精神障害者」を対象に、精神障害者地域移行支援事業による推進体制を充実し、地域生活への移行を支援します。また、入所施設と連携をとり、個別の実態に合った支援により移行を推進していきます。</p>	<p>継続実施</p>
<p>6. 情報提供の推進</p> <p>情報は重要な環境基盤の一つであり、社会参加のために不可欠なものです。一人ひとりの障害特性に応じた多様な情報提供態勢を整備するとともに、新たな情報技術を積極的に活用して情報のバリアフリー化を推進していきます。</p> <p>(1) バリアフリーマップ・ガイドブックの作成</p> <p>平成 23 年度中に作成した、「みよしおでかけマップ（多目的トイレ&障害者関係施設案内）」と「みよし障害者福祉サービスガイドブック」の内容の更新と充実に取り組みます。さらに部数の増と配布体制の充実を図ります。</p>	<p>継続実施</p>
<p>7. 障害者に対する理解の促進</p> <p>障害者や家族が抱えるさまざまな問題に対する正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの考え方に基づくまちづくりを推進するため、障害福祉に関する各種啓発活動を推進します。</p> <p>(1) 広報等による啓発・広報</p> <p>障害についての市民の理解を深めるため、「広報みよし」に福祉サービス等の情報を掲載し、市民啓発に努めます。</p> <p>(2) 地域交流活動の実施</p> <p>地区社会福祉協議会、地域サロン、障害者団体等と協働し、地域交流事業の実施に取り組みます。</p> <p>(3) 心のバリアフリー化の推進</p> <p>障害や障害者（児）に対するあらゆる差別や偏見の解消に向けて、研修、イベントなどに取り組みます。</p> <p>三次市福祉保健センターのロビーを利用したパネル展を定期的開催し、特別支援学校や障害者施設、作業所などの活動を紹介します。</p>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>

<p>(4) 障害者理解の推進 保育所，小・中学校において，障害者への理解を深める教育の推進を図るとともに，生涯学習においては，障害者問題に係る講座や人権啓発学習を推進します。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p>(5) 園芸福祉活動の推進 園芸福祉活動を通じてボランティアの養成や，障害者と地域の人々との交流を進めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p>8. 文化・スポーツ活動の推進 障害者フライングディスク競技大会を継続開催します。また，新たな取り組みとしてスポーツ交流センターと共同で，障害者スポーツ・文化・健康活動の講座を定期的を開催します。</p>	<p>平成 24 年度～</p>

3

就労応援プロジェクト

- 重点事業** ① 工賃アップへ向けた取り組み
② 就労支援ネットワークの強化

障害者の経済的基盤の確立と自立した社会生活の実現のためには、安定した就労の場の確保が重要な課題の一つとなります。障害者就労実態調査アンケートや障害者支援センターの相談記録からも、多様な職域の確保や職場の理解促進など、就労に関する多くの要望等が出ており、今後は、さらに就労に向けた訓練から就労後の支援まで一貫した就労支援体制の確立をめざしていきます。

現状と課題

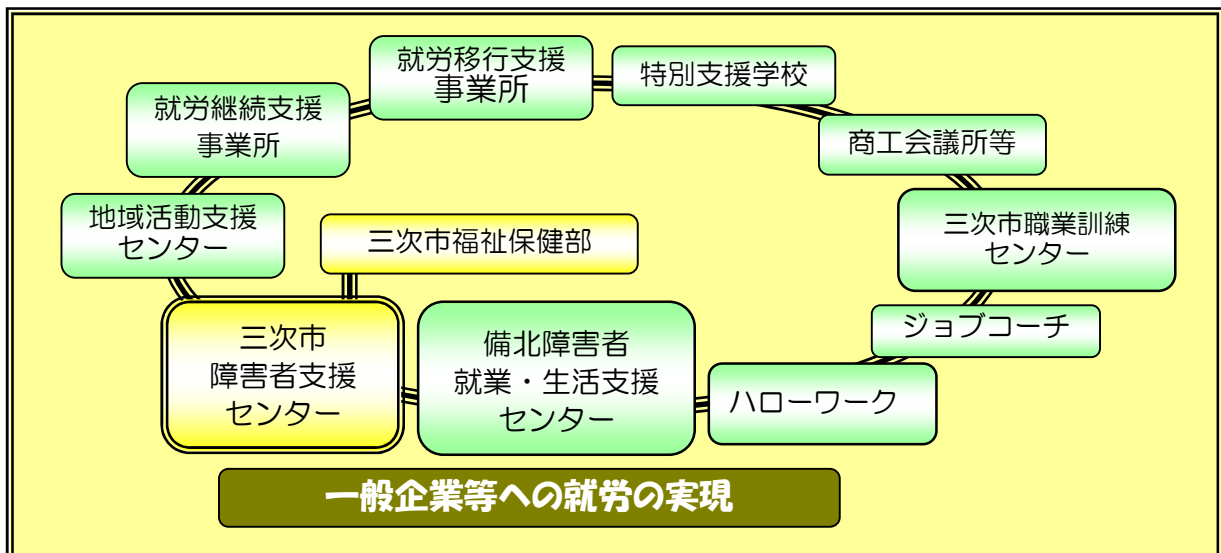
- 障害者就労については、平成20年度9人、平成21年度2人、平成22年度8人の一般企業への雇用実績となりました。特に平成22年4月に開設した「備北障害者就業・生活支援センター」を中心とした「就労定例連絡会議」を通して、障害者支援センター、ハローワーク、事業所、行政、医療機関、特別支援学校が連携し個別ケースの情報交換等を行うことなど、成果がでています。
- 障害者自立支援ネットワーク連絡会議「就労支援部会」が、平成23年度に、市内11事業所を対象に実態調査した結果、1ヵ月の平均工賃は、1万5千円以下であり、生活に結びつくものには至っていません。
- 「就労継続支援A型」事業所への就労希望が多く、A型事業所の拡充が求められています。
- 障害者が一般採用枠で企業での就労を継続するには、相当な困難があると思われます。障害者支援センター、備北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、事業所、行政などが一体となって、市内企業や事業所に障害者枠での雇用の拡大を積極的に働きかけていくことが必要です。
- 利用者のニーズと自立支援の視点にたった利用や選択ができるよう、市内全域を網羅した特色ある就労支援事業所の確保が必要です。

施策の方向

就労応援関連主要施策	目標指標
<p>1. 工賃アップへ向けた取り組み（重点事業）</p> <p>障害のある人の個性や能力に応じた多様な就労の場と、魅力のある就労活動を提供します。</p> <p>① 三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会を中心とした、工賃アップに向けた取り組みを推進します。</p> <p>② 作業所等の仕事を一括して受注する、共同窓口の設置を目指します。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>
<p>2. 就労支援ネットワークの強化（重点事業）</p> <p>一般就労に向けて備北障害者就業・生活支援センターを中心に、事業所や企業内で作業や実習などを行う就労移行支援事業所など、公共職業安定所の雇用支援機関、教育機関等とのネットワーク体制を充実に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>継続実施</p> <p>【図－3参照】</p>
<p>3. 雇用の整備，啓発の取り組み</p> <p>三次市をはじめ官民事業所への就労支援対策を強化するとともに、企業の障害者雇用促進を図るための環境整備や啓発に努めます。</p> <p>公共機関・企業等から、季節的、一時的な作業・業務等を受託するなど、事業所の収益の確保を推進します。</p> <p>ハローワークと連携し、障害者雇用実績のある企業等を積極的に広報し、企業・市民啓発を展開します。</p> <p>三次市役所では、障害者の「働きたい」という思いを支援するため、就労支援対策を強化するとともに、企業へ向けた障害者雇用の啓発・広報に努めます。</p> <p>（1）障害者を三次市職員として雇用の促進</p> <p>職員採用計画に基づき、障害者を三次市常勤職員として計画的に雇用します。</p> <p>（2）作業所等への支援</p> <p>作業所等からの授産物品等の購入の促進や業務を委託のため、具体的協議を始めます。市役所から必要な物品を提示し、作業所で対応可能かどうか検討をしてもらいます。</p> <p>（3）福祉ショップの取り組み</p> <p>公共施設等や空き店舗への福祉ショップの開店を支援します。また、市内の店舗で授産物品が販売できるよう取り組みます。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>法定雇用率 2.1%以上の確保</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>平成 24 年度～</p>

<p>(4) 企業へむけた啓発活動 商工会議所，ライオンズクラブ等を通じ，企業向けの啓発活動をおこないます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p>4. 障害者人材活用センターの創設（委託） 障害者の就労機会と収入の増のため，障害者人材活用センターの設立を目指します。</p>	<p>平成 26 年度～</p>
<p>5. 園芸福祉活動の活用</p> <p>① 園芸福祉活動をとおり，地域の農業者などとの交流をすすめ，将来的には農業分野での障害者雇用を目指します。</p> <p>② 「みよし園芸福祉ネットワーク」の人的資源を有効に活用し，作業所での農業や花木による工賃確保にもチャレンジします。</p>	<p>平成 24 年度～ 平成 24 年度～</p>

図－3 就労支援ネットワーク体制の充実



4

療育・発達支援プロジェクト

- 重点事業**
- ① 発達障害等の早期発見と早期支援
 - ② 療育・発達支援体制の充実
 - ③ 連携強化による一貫した支援

発達に課題のある子どもや障害を早期に発見することにより、適切な時期に必要な療育等の発達支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促します。また、相談支援のネットワークの整備とケアマネジメントの手法を活用した相談支援態勢の確立を通じて、成人後も一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備をめざします。

現状と課題

- 乳幼児健診等で発達に課題がある子どもや気になる子ども、育てにくさを感じている保護者が増えてきている中、専門医や療育専門機関が不足しており、市外の専門医や専門機関に通所しなければならない現状があります。発達に課題のある子どもを早期発見・早期支援ができるよう、専門医や専門職の確保が必要です。
- 発達障害等の理解や支援が不十分となっています。発達障害についての知識や理解を深め、適正な対応や支援が行えるよう周知を図る必要があります。
- 専門職の発達支援のためのスキルアップが求められています。また、保育所・幼稚園等における発達支援も必要とされてきています。専門職のスキルアップを図るとともに、スーパーバイザーを配置し支援者への助言・指導が行える体制づくりが必要です。
- こども発達支援センターの通所教室や個別相談利用者が、増加しています。こども発達支援センターと療育指導センター（仮称）との連携による、療育支援が必要です。
- 乳幼児期、就学前、就学中、卒業後の各発達段階に応じた支援や関係機関の連携による一貫した支援体制の整備が求められています。
- 教育委員会では、適正な就学を実現するための体制整備や相談業務、小・中学校教職員を対象とする研修会や巡回相談員の派遣、学校支援員の配置などを行っています。乳幼児期から就学期への相談体制のスムーズな接続を図るとともに、教育、福祉、医療等の関係機関との連携をいっそう強化する必要があります。また、通常学級に在籍する発達障害がある児童・生徒への指導・支援など、全ての小・中学校において特別支援教育の充実を図る必要があります。

施策の方向

療育・発達支援関連主要施策	目標指標
<p>1. 発達障害等の早期発見と早期支援（重点事業）</p> <p>専門医等による早期発見・早期支援と支援者のスキルアップを図ります。</p> <p>① 保育士や心理士等の発達支援者の人員体制の充実及び、人材育成を図ります。</p> <p>② 乳幼児健診の受診率の向上及び、発達時期に応じた確実なスクリーニングが行えるよう継続して取り組みます。</p> <p>③ 発達障害に関する知識や理解が深まるよう周知を図ります。</p>	<p>平成24年度～</p>
<p>2. 療育・発達支援体制の充実（重点事業）</p> <p>乳幼児期から成人にいたるまでの一貫した療育支援ネットワーク体制を整備し、こども発達支援センターや子ども応援センター、障害者支援センター、療育指導センター（仮称）と連携した療育支援を行います。</p> <p>① 療育発達支援部会における乳幼児期から学童期、成人期にいたるまでの一貫した療育・発達障害支援ネットワーク体制整備及び、福祉・保健・教育・医療の連携を図ります。</p> <p>② 処遇困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保を図ります。</p> <p>③ 乳幼児期から成人まで継続した支援が行えるようにサポートファイルの活用の周知や研修、見直しを行います。</p> <p>④ 各相談窓口間の情報共有と一元化による相談支援体制の充実を図り、個々に応じた支援を行います。</p>	<p>平成24年度～</p> <p>【図-4参照】</p>
<p>3. 連携強化による一貫した支援（重点事業）</p> <p>（1）子育て支援部の取り組み</p> <p>① 乳幼児健診等に関わる機関と連携し、早期発見・早期支援の充実を図ります。</p> <p>② 発達に関する相談体制と発達段階に応じた療育支援の充実を図ります。</p> <p>③ 療育指導センター（仮称）と連携し、支援の充実を図ります。</p> <p>④ 子どもたちの健やかな発達を促すため、保育所への訪問支援を通して保育内容の充実を図ります。</p> <p>⑤ 日々の保育において子どもたちの発達を捉えることができるよう、保育士を対象とした発達支援研修会を実施します。</p> <p>⑥ 子ども一人ひとりの発達をふまえ、養護と教育が一体となった保育を展開します。</p>	<p>平成24年度～</p>

⑦ 障害児保育や発達支援の実践に必要な保育士の加配を適宜行ないます。

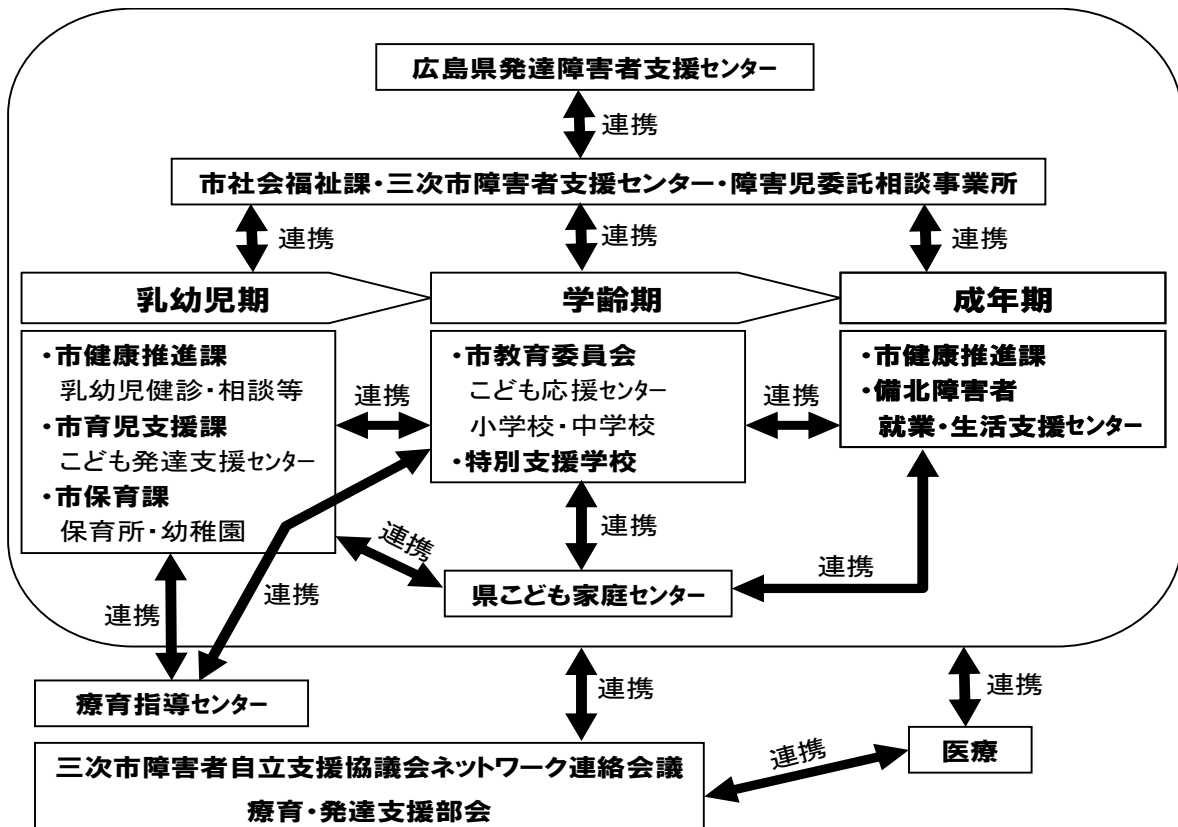
(2) 教育委員会の取り組み

児童・生徒の教育的ニーズに応じた就学指導体制を整備するとともに、小・中学校における特別支援教育の充実に向けた取り組みを進めていきます。

- ① こども応援センターによる教育相談，就学相談を実施し，児童・生徒の教育的ニーズに応じた就学に対する支援を行います。
- ② 教育・福祉・医療等の諸機関との連携をより一層強化し，専門的かつ総合的な就学指導を行います。
- ③ 県教育委員会，大学，関係機関，特別支援学校等と連携し，小・中学校教員を対象とする特別支援教育研修会や巡回相談事業の充実を図り，教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させるための取り組みを進めます。
- ④ 発達障害がある児童・生徒等への支援・指導など，通常学級における特別支援教育の充実がますます求められていることから，学校支援員を配置し，個別の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう取り組みます。

平成24年度～

図-4 療育・発達支援ネットワーク体制



第4章 障害者自立支援法によるサービス目標量

第1節 平成26年度の目標値の設定

障害者自立支援法で規定している障害福祉サービスの平成26年度末における目標量の設定については、前期3年間の利用実績を踏まえ、第3期障害福祉計画において、次のとおり目標量の設定を行います。

1. 入所施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行の目標数

項目	数値	備考
現入所者数(A)	107人	平成17年10月の値
目標年度入所者数(B)	96人	平成26年度末の見込
退所目標値(C)	11人	(A) - (B) の値 ← (A) の10.2%
地域生活移行目標数	33人	(A) のうち、地域移行目標数 ← (A) の30.8%

※施設入所者の地域移行は、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。

■ 目標設定の考え方（国の目標）

- ① 現施設入所者の3割以上の地域移行
- ② 現施設入所者の1割以上の削減

■ 目標達成のための方策

地域生活移行目標数については、第2期期間中にグループホームやケアホームへの移行により、すでに大半が達成されています。

今期の目標に向けて、入所施設と連携をとり、個別の実態に合った支援により移行を推進していきます。

2. 就労支援事業

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	8人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍

■ 目標達成のための方策

一般就労希望者のニーズに基づき、備北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、三次市障害者支援センター、就労移行支援事業所と連携しながら、個別の実態に合った支援を行い、一般就労を進めていきます。

（2）就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
福祉施設利用者数	260 人	平成 26 年度末の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	52 人	平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

福祉施設利用者のうち、2 割以上が、就労移行支援事業を利用

■ 目標達成のための方策

訓練等給付利用者のうち、就労移行支援利用者は年々増加傾向にあり、今後も増加を考慮した取り組みが必要である。限られた期間の中で、一般就労を目指すこととなるため、サービス提供事業者、市外の事業所やハローワーク、備北障害者就業・生活支援センター、三次市障害者支援センターなどと連携し、移行へ向けた支援を行います。

（3）就労支援施設の利用者数

項 目	数 値	備 考
就労継続支援事業利用者数	77 人	平成 26 年度末に就労継続支援事業を利用している者の総数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	34 人	平成 26 年度末に就労継続支援 A 型事業を利用している者の総数

■ 目標設定の考え方（国の目標）

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割が就労継続 A 型事業を利用していることを基本とする。

■ 目標達成のための方策

現在、A 型事業所は市内に 1 ヶ所しかなく、そこに就労できる人数は非常に少ない。一般就労への移行に結びつかなかった対象者も多く、現状では人員増は難しい。そのため三次市障害者自立支援協議会等での協議を重ね、サービス提供事業者、行政が連携し、地域資源の掘り起こしや業務の確保を図り、新規事業所の開始や既存の事業所の人員増を目指した取り

組みを行います。

3. 各年度における障害福祉サービス（自立支援給付）の見込み量

1ヶ月間の障害福祉サービス（自立支援給付のサービス）必要量の見込みは次のとおりです。

（1）訪問系サービス

（1ヵ月あたり）

	H24年度	H25年度	H26年度
訪問系サービス合計	58人 1,383時間	68人 1,586時間	77人 1,769時間
居宅介護	49人 1,127時間	57人 1,311時間	64人 1,472時間
同行援護	5人 50時間	6人 60時間	7人 70時間
重度訪問介護	2人 188時間	2人 188時間	2人 188時間
行動援護	2人 18時間	3人 27時間	4人 39時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 第2期障害福祉計画においては、平成21年度から平成23年度までの訪問系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成21年度から平成23年度までの一人あたり平均利用時間を求め、予測した各年度の利用者に掛け合わせて見込み時間を算定しました。

(2) 日中活動系サービス

(1ヵ月あたり)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	1,743 日分 83 人	1,764 日分 84 人	1,785 日分 85 人
自立訓練（機能訓練）	20 日分 1 人	40 日分 2 人	40 日分 2 人
自立訓練（生活訓練）	130 日分 10 人	130 日分 10 人	130 日分 10 人
就労移行支援	648 日分 36 人	792 日分 44 人	936 日分 52 人
就労継続支援（A 型）	540 日分 30 人	576 日分 32 人	612 日分 34 人
就労継続支援（B 型）	1,350 日分 75 人	1,368 日分 76 人	1,386 日分 77 人
療養介護	1 人分	1 人分	1 人分
児童デイサービス	140 日分 36 人	140 日分 36 人	140 日分 36 人
短期入所	220 日分 20 人	275 日分 25 人	330 日分 30 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 平成21年度から平成23年度までの日中活動系サービスの利用者実人数の実績及び本計画の地域移行者の目標数をもとにして、各年度の利用者数を算定しました。

イ 平成24年度以降で市内に新規事業所の開設計画が把握できているものについては、更にその利用見込数を加えて算定しました。

(3) 居住系サービス

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
共同生活援助（グループホーム）	26 人	28 人	30 人
共同生活介護（ケアホーム）	38 人	45 人	45 人
施設入所支援	99 人	97 人	96 人

■ サービス見込み量算定の考え方

ア 共同生活援助及び共同生活介護の利用者数については、平成23年度の利用者数をもとに、平成24年度から平成26年度の間地域生活移行者数と市内新規事業所の開設に伴う在宅障害者及び本計画の地域移行者を予測して算定しました。

イ 施設入所支援については、平成23年度の利用者数及び既存の法定福祉施設（旧体系）の現在の利用者数をもとに算定しました。

第2節 各サービス提供事業者の状況

1. 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害程度区分1以上の方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

現在、8ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号	実施
サンキ・ウエルビー介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施
ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(2) 同行援護

視覚障害の方が移動に著しい困難があるとき、外出時に同行し移動に必要な情報などの提供や外出の際に必要な支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、3ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
サンキ・ウエルビー介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施

(3) 重度訪問介護

障害程度区分が区分4以上の方で、2肢以上に麻痺があるといった、常に介護が必要な重度の肢体不自由の方が対象となります。自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、8ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1	実施
ホームヘルプセンターみよし南	三次市三良坂町三良坂737番地1	実施
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号	実施
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号	実施
ニチケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号	実施
ヘルパーステーションひまわり	三次市君田町東入君237番地1	実施
ケイシンケアセンター	三次市三良坂町三良坂949番地2	実施
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(4) 行動援護

障害程度区分が区分3以上の方で、知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■ サービス提供事業者の現状

現在、1ヶ所の事業所がホームヘルプサービスの一環としてサービスを提供しています。

事業所	所在地	備考
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施

(5) 重度障害者等包括支援

障害程度区分が区分6の方のうち、常に介護を必要とする方が対象者となり、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

(6) 児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要があると認められるような障害のある児童が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。また、平成24年4月から1ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地 三次市十日市東五丁目515番地3	実施
子鹿学園	三次市粟屋町	H24.4 実施予定

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、6ヶ所の事業所がサービスを行っています。また、平成25年4月から1ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
短期入所生活介護事業所花の里	三次市十日市東四丁目3番10号	実施
子鹿学園短期入所事業所	三次市粟屋町4901番地	実施
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1	実施
あらくさ	三次市甲奴町本郷1584番地	実施
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
さくらホーム	三次市甲奴町本郷	H25.4 実施予定

(8) 療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練・療養上の管理・看護・医学的な管理の下の介護および日常生活上の世話をします。

医療および常時の介護を必要とする人（①障害程度区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている人、または②障害程度区

分が区分5以上の筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者)が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

(9) 生活介護

昼間に障害者支援施設等で、食事・入浴・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする人で、障害程度区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、施設入所では、区分4以上、50歳以上の場合は区分3（要介護2程度）以上の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、4ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
あらくさ	三次市甲奴町本郷1584番地	実施

(10) 施設入所支援

施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等をおこないます。

生活介護利用者のうち、区分4以上の人、50歳以上の場合は、区分3以上の人を対象となります。また、自立訓練や就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、2ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
ともえ学園	三次市西河内町250番地	実施
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1	実施

(11) 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。障害程度区分

が区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者等）や知的障害者・精神障害者の人で、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している地域において自立した人で食事や入浴等の日常生活上の介護や支援が必要な人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、3ヶ所の事業所がサービスを提供しています。また、平成24年以降2ヶ所の事業所が実施予定です。

事業所名	所在地	備考
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4	実施
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
さくらホーム	三次市甲奴町本郷1583番地2	H25.4 実施予定
ゆうしゃいん三次（すすらん）	三次市大田幸町	H24.実施予定

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「機能訓練」の対象者は次の通りで、現在の身体障害者更生施設等の利用者が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活に移行する場合、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業した人が、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、現在このサービスを提供している事業所はありません。

(2) 自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

「生活訓練」の対象者は、次の通りです。

- 入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活へ移行するときに生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定しているが、地域生活を送る際、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業者名	所在地	備考
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施

(3) 就労移行支援

一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等（雇用または在宅就労等）が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、2ヶ所の事業所が現在サービスを提供しています。

事業者名	所在地	備考
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施

(4) 就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「A型」では、一般企業等での就労が困難な方で、必要な訓練等を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な（利用開始時に60歳未満の）方が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した方で企業等の雇用に結びつかなかった方
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に結びつかなかった方
- 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係の状態にない方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東三丁目12番41号	実施

(5) 就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

「B型」では、一般企業等での就労が困難で、就労移行支援事業等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などで必要な訓練等を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される方が対象となります。

- 企業等や就労継続支援「A型」での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- 就労移行支援事業を利用した方で、企業等または就労継続支援「A型」の雇用に結びつかなかった方
- 50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援「A型」の利用が困難と判断された方

■ サービス提供事業者の現状

市内では、4ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1	実施
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3	実施
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地	実施
ゆうしゃいん三次（すずらん）	三次市大田幸町	実施

(6) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。地域において共同生活を行うのに支障のない方、また、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者が地域において自立した日常生活を送るときに、相談等の日常生活の援助が必要な方が対象となります。

■ サービス提供事業者の現状

市内では、1ヶ所の事業所がサービスを提供しています。

事業所名	所在地	備考
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3	実施

第5章 地域生活支援事業の目標量

第1節 地域生活支援事業についての基本的な考え方

障害のある方が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するサービスとして、市町村の責任で、効果的かつ効率的な障害福祉サービスを地域の実情に応じて、柔軟に実施することができます。地域で自立した生活が行えるように、これまでに本市で独自に実施していた障害支援のサービスを基に、自立支援給付サービスを補完するさまざまな事業を展開していきます。

地域支援事業の目的（国の定めた地域生活支援事業実施要綱から抜粋）

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。



三次市における地域生活支援事業

必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

任意事業

- ・ 福祉ホーム事業
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 生活訓練事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 社会参加促進事業

第2節 必須事業の種別と目標量

1. 相談支援事業

相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

（1）相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

そのため、本市では、身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを拠点に、相談支援に関する評価や地域の障害者支援体制づくりの中核的役割を果たす協議の場としての地域自立支援協議会の機能の充実を図りながら地域における障害福祉支援体制の推進に努めていきます。

利用者負担はありません。

（2）市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。利用者負担はありません。

（3）住宅入居等支援（住居サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援に努めます。利用者負担はありません。

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

(単位：事業所数，年間利用件数)

	H24年度	H25年度	H26年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所
相談支援機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所
障害児等相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所
住宅入居等支援（住居サポート）事業	2件	2件	2件
成年後見制度利用支援事業	2件	2件	2件

2. コミュニケーション支援事業

聴覚，言語・音声機能等の障害のため，意思の伝達に支援が必要な方について，手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ，点字・音訳等支援事業を行います。

本市では，コミュニケーション支援事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っています。

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう，周知の徹底を図るとともに関係機関並びに関係団体等と連携し，その体制の充実・強化を今後も一層図っていきます。

利用者負担はありません。

(単位：年間利用回数)

コミュニケーション支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳者等派遣事業	45	50	60
要約筆記者等派遣事業	50	60	70

3. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害，知的障害，精神障害のある方で，当該用具を必要とする方に対し，日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

日常生活用具給付等事業の見込み量は，平成22年度の実績に基づいて算出しています。

原則，利用者負担を1割とします。日常生活用具給付等事業の実施にあたっては，本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

(単位：件/年)

日常生活用具給付等事業	H24年度	H25年度	H26年度
介護・訓練等支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	20	20	20
在宅療養等支援用具	20	20	20

情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,450	1,550	1,650
住宅改修費	5	5	5

4. 移動支援事業

障害により、市が外出時に支援が必要と認められた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

本市では、介護給付費、介護保険等における移動サービスを受けられない障害者を対象に登録事業所からヘルパーを派遣します。（通院、院内介助は原則、対象とはなりません）

移動支援事業の見込み量は、現在のサービス水準の確保を前提とし、平成21年度から平成23年度の実績に基づいて算出しています。

原則、利用者負担を1割とします。移動支援事業の実施にあたっては、本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

（単位：月当たり）

移動支援事業	H24年度		H25年度		H26年度	
個別支援型	12人	100時間	20人	200時間	30人	300時間

5. 地域活動支援センター

創作的活動・生産活動の機会の提供の場、他の機関との連携による利用者への相談支援など、障害者の地域生活、日中活動の拠点として多様な形態の地域活動支援センターを設置することにより、地域生活支援の促進を図ります。

（単位：カ所）

地域活動支援センター事業		H24年度	H25年度	H26年度
市内事業所	日中活動支援型（移行済み）	3	4	4
	就労促進事業所からの移行	1	0	0

※運営要件等

- 1) 運営主体 法人又はNPO法人
- 2) 利用定員等 1日当りの実利用人員が、概ね10名以上
- 3) 職員体制 2名以上で内1名以上が専任で常勤

6. 必須事業における見込み量の確保の方策

(1) 事業者の参入促進

移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

(2) 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援事業が円滑に実施されるよう、介助従事者や障害程度区分認定調査員、相談支援従事者等サービス提供に関わる人材の育成と資質の向上を図るために必要な研修の場を確保します。

第3節 任意事業の種別と目標量

1. 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）を対象に、現に住居を求めている障害のある人につき、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

（単位：人/月）

	H24年度	H25年度	H26年度
福祉ホーム事業	5	5	5

2. 更生訓練費給付事業

「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき、更生訓練費の支給し、社会復帰を促進していきます。

利用者負担はありません。

（単位：人/年）

	H24年度	H25年度	H26年度
更生訓練給付事業	20	20	20

3. 生活支援事業

障害児への生活訓練の充実を図るため、長期休暇中の障害児等の見守りや日常的な生活訓練を実施するとともに、福祉機器のリサイクルを推進することにより、介護保険や自立支援給付の対象外となる虚弱な方の日常生活の便宜を図ります。

本市では、障害児生活訓練等事業及び福祉機器リサイクル事業を三次市社会福祉協議会に委託し事業を行っています。

生活支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
障害児生活訓練等事業	30人	30人	30人
福祉機器リサイクル事業	180件	180件	180件

4. 日中一時支援事業

日常生活に介護を必要とする障害者及び障害児を対象に、施設等で日中一時的に預かりを行うことで、家族の就労機会や一時的な休息時間の確保を図ることを目的として障害者支援施設等に委託し実施します。

本市では、市内在住で小・中学校または特別支援学校に通学する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者等で、介護や見守りが必要な障害児を対象とした「放課後一時支援」を日中一時支援事業として実施しています。

原則、利用者負担を1割とします。日中一時支援事業の実施にあたっては、本市独自の上限負担月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

(単位：人/月)

日中一時支援事業	H24年度	H25年度	H26年度
短期入所型	30	30	30
放課後一時支援型	20	20	20

5. 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や朗読により、市の広報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造・購入にかかる費用の一部を助成するなど、障害のある人への支援により、社会参加を促進していきます。

(単位：人/年)

社会参加促進事業	H24 年度	H25 年度	H26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	20	20	20
手話奉仕員養成事業	15	15	15
要約筆記奉仕員養成事業	5	5	5
点訳奉仕員養成事業	5	5	5
朗読奉仕員養成事業	20	20	20
自動車運転免許取得費助成事業	2	2	2
自動車改造費助成事業	4	4	4
福祉車両購入費助成事業	5	5	5

6. 任意事業におけるサービスの見込み量の確保

(1) 事業者の参入促進

日中一時支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、日中一時支援事業は今後の利用者の増加が見込まれるため、周辺市とも連携しながら、事業所の確保にも努めていきます。

(2) 人材育成とボランティア養成の促進

障害児に対する放課後一時支援や長期休暇中の活動を支援するため、介助従事者の資質の向上並びに運営上の安全管理を図るための研修等を実施します。

また、障害児に対する理解と知識を持ったボランティア養成を促進し、多様なニーズに対応した支援に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の総合的な推進体制

1. 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

本計画の推進にあたっては、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な協力体制を確保するとともに、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域での自立生活を支援する体制を整えていきます。

2. 障害者自立支援協議会・障害者自立支援ネットワーク連絡会議

計画の進行管理については、三次市障害者自立支援協議会に現況を報告し、いただいた意見を計画推進に活用していきます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者自立支援ネットワーク連絡会議を開催し、適切な自立支援協議会の運営に努めます。

第2節 計画実施状況の検証

本計画の実施状況については、三次市障害者自立支援協議会を中心に、障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供状況を定期的に検証、報告することとし、必要がある場合には適切な対応を取るよう努めます。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。